

ユキミバナ保全回復事業計画

令和5年8月29日
京都府告示第441号

第1 事業の目標

ユキミバナは福井県、滋賀県、京都府においてのみ生育が確認されており、極めて希少な種であり、絶滅の危機に瀕しているといえる。

本事業は、本種の府内の生育地における生育状況等を把握し、その結果等を踏まえ、生育地への不用意な立ち入りや園芸採取等を目的とした盗掘の防止並びに生育環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じ、人工繁殖技術の確立等を行い、個体群の維持及び拡大を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

京都府における本種の分布域及び第3の4により生育地外における栽培等を行う区域

第3 事業の内容

1 生育状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を実施する。

なお、調査の実施に当たっては、本種及び生育地に対して、踏みつけ等調査に起因する影響を与えないように努めるものとする。

(1) 生育状況の把握

現在把握している生育地において、個体数の現状及び増減、開花、結実及び実生の確認、病害虫の発生状況等、本種の個体群の生育状況を把握するため、定期的なモニタリングを行う。

また、現在知られていない生育地についても把握に努める。

(2) 生育環境の把握

本種の安定的な生育に重要な役割を果たしていると考えられる生育地及びその周辺における気象、植生、地形、地質等の生育環境の変化について把握するため、定期的なモニタリングを行う。

また、過去から現在までの生育地及びその周辺における植生の遷移及び変化について、資料等によりその状況を把握するとともに、現状との比較等を行うことにより、生育環境の変化と本種個体群の増減との関係等を把握する。

(3) 本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性の把握

自然環境下での繁殖様式、種子の発芽及び活着並びに生育に適する環境、個体群内の遺伝的多様性等、本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性を把握するための調査を行う。

(4) 個体群の維持に影響を及ぼす要因並びにその影響の把握及びモニタリング

(2)で把握された生育地及びその周辺における植生の遷移及び変化に加え、訪問昆虫並びに食害昆虫及びシカ等の食害及びかく乱を含めた生物の動態等個体群の維持に影響を及ぼす可能性のある要因及びその影響について把握を行うとともに、定期的なモニタリングを行う。

2 地域における個体群の保護

園芸採取及び生育地への不用意な立入りを防止するため、生育地及びその周辺（生育地に通ずる道路を含む。）において監視を行うとともに、保護柵、制札等の整備を行う。

3 生育地における生育環境の維持及び改善

本種の生態等に関する専門知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見などを十分に踏まえた対応策を検討し、その原因を把握するとともに、1で得られた知見及び本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に踏まえた効果的な対応策を検討し、必要に応じて本種の生育及び繁殖に適した環境の維持及び改善のための措置を講ずる。

なお、環境の維持及び改善のための措置を講ずる場合には、それにより生育地の生態系、そこに生息又は生育する他の野生生物等の保全に影響を与えないような方法で行うものとし、影響のおそれがある場合にはそのモニタリングを行うものとする。

4 開花条件の検討及び種子繁殖技術の確立

本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を踏まえ、必要性を十分検討した上で、生育地外での栽培等を行い、開花条件の検討及び種子繁殖による遺伝的多様性を確保する技術の検討を実施する。

5 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする府民等の理解と協力が不可欠である。このため、本種の保全の必要性及び本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保全に対する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、本種及び本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等、本種の保全についての理解を深めるための取組を行うこと等により、生育地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、本種の保全団体等、その他地元団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 公共工事等における配慮

1で得られた知見を活用しつつ、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得て、生育地及びその周辺地域における生活環境の整備を図る。

なお、公共事業の実施にあたっては、京都府において行われている「環」の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進

本事業の実施にあたっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保全活動に参画する保全活動団体、地域の住民等の関係者間の連携を図り、また、効果的に事業が実施されるよう努める。

なお、生育状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生育環境改善に必須の事業及び園芸採取の防止対策については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、それらの実施にあたっては条例に基づく府民協働による保全制度

に基づき取組を行う団体と連携して行う。